

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社アートネイチャー

【目次】

第1章 総則

第1条 目的

第2条 コーポレートガバナンスの基本的な考え方

第2章 株主の権利・平等性の確保

第3条 株主総会

第4条 株主の平等性の確保

第5条 株式の政策保有に関する基本方針

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

第6条 倫理基準及び利益相反

第7条 ステークホルダーとの関係

第8条 サステナビリティへの取組み

第9条 ダイバーシティの推進

第10条 関連当事者間の取引に対する対応方針

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第11条 内部統制システム等に関する当社の方針の開示

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の役割

第12条 取締役会の役割

第13条 独立社外取締役の役割

第14条 取締役会議長の役割

第2節 取締役会等の有効性

第15条 取締役会の構成

第16条 取締役の資格及び指名手続

第17条 監査役の資格及び指名手続

第18条 監査役会及び監査役の役割と責務

第19条 外部会計監査人の役割と責務

第20条 独立社外役員の任期及び兼任制限

第21条 社外役員の独立性判断基準

第22条 業績評価の指標

第23条 後継者計画

第24条 取締役の責務

第 25 条 取締役及び監査役の研鑽及び研修

第 26 条 取締役会の議題の設定等

第 27 条 独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス

第 28 条 自己評価

第3節 報酬制度

第 29 条 取締役等の報酬等

第6章 株主との対話

第 30 条 株主との対話

第7章 その他

第 31 条 改廃

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 当社は、コーポレートガバナンスに係る基本的な事項を定め、お客様、株主、取引先、役職員等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の継続的な成長と企業価値の向上、適切なコーポレートガバナンスを実現することを目的として、本ガイドラインを制定する。

今後本ガイドラインを改定した場合には、適時適切にその内容を公表する。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

2 当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- 一 株主の権利を尊重し、平等性を確保する
- 二 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する
- 三 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する
- 四 取締役会による業務執行の監督機能を実効化する
- 五 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第3条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、株主総会の日から3週間前までに、株主総会参考書類、事業報告および(連結)計算書類を、当社ホームページに開示する。

2 当社は、議決権の電子行使(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や、招集通知の英訳等、全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。

3 当社は株主との建設的な対話を実現するため、多くの株主が株主総会へ出席できるよう原則として、いわゆる株主総会集中日を回避した株主総会日程を設定する。

(株主の平等性の確保)

第4条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有に関する基本方針)

第5条 当社は、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有しないことを基本方針とする。ただし、当社は中長期的な経済合理性を総合的に勘案し、取引先との安定的・長期的な取引関係の維持、強化、もしくは業務上の協力関係の維持、強化等の目的のため、必要と判断する企業の株式を限定的に保有する場合がある。

2 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から当該株式の売却等の意向が示された場合でも、当社からその会社に対し、当該株式を売却しないよう依頼しない。

また、仮にその会社と当社との間に取引関係があった場合でも、売却の阻止のみを目的として、取引の縮減などの不利益な扱いを示唆しない。

3 当社は、取引先の選択に際して何ら制限を設けておらず、当社が取引先を決定する際は、品質・納期・価格・取引条件等を総合的に検討し、当社にとって最適と判断した取引先と取引を行うことを基本的な考えとする。

政策保有株主との間での取引についても、この考え方にに基づき、政策保有株主以外の一般取引先と同様の条件にて検討を行い、新規取引や取引継続の決定をする。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準及び利益相反)

第6条 当社は、取締役及び従業員等が社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「アートネイチャーグループの行動規範」を制定する。

2 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題（潜在的なものを含む。）が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得るものとする。

(ステークホルダーとの関係)

第7条 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2 当社は、従業員等が当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を内部通報制度等を通じて、取締役会（又は適切な場合には監査役会）に伝えることができ、これによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を、社内規程に明記する。

(サステナビリティへの取組み)

第8条 当社は社会及び環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応が、中・長期的な企業価値の向上に重要であると認識し、的確に対処する。

（ダイバーシティの推進）

第9条 当社は、持続的な成長を確保するため、多様な個性・価値観を有する人財を活かすことが重要であると認識し、女性活躍推進の支援や外国人・障がい者の雇用拡大等、ダイバーシティを推進する。

（関連当事者間の取引に対する対応方針）

第10条 当社が役員あるいは主要株主（議決権保有割合10%以上）との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、取締役会での承認を受けるものとする。

2 継続的な取引については、定期的取引の合理性、取引条件等を取締役に報告するものとする。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

（内部統制システム等に関する当社の方針の開示）

第11条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、内部統制システム等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

2 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の役割

（取締役会の役割）

第12条 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、取締役の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

3 取締役会は、最高経営責任者の選解任については、会社の業績等の評価を踏まえ、十分な議論をし、公正かつ厳格な審査及び勧告を経た上で決定する。なお、最高経営責任者の

選任については、性別や年齢、国籍の区別なく、それぞれの人格や見識等十分に考慮した上で、職務と責任を全うし、中長期的な企業価値の向上に貢献できる者を選定する。

(独立社外取締役の役割)

第13条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣による当社の経営について意見を表明することを、その主たる役割の一つとする。

(取締役会議長の役割)

第14条 当社の取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案（とりわけ戦略的議題に関するもの）について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮するものとする。

第2節 取締役会等の有効性

(取締役会の構成)

第15条 当社の取締役会の人数は11名以内とする。

2 上記取締役のうち、3分の1以上は独立社外取締役とする。

(取締役の資格、選任方針及び選解任手続)

第16条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

2 当社では、取締役会にて、性別、年齢及び国籍の区別なく、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を取締役候補者として選任する。

3 取締役候補の選解任に当っては、当社方針に基づき、業績等の評価を踏まえ、会長、社長、人事担当取締役が内容を検討し、取締役会が決議する。

(監査役の資格、選任方針及び選解任手続)

第17条 当社の監査役は、優れた人格、見識とともに、高い倫理観、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者でなければならない。

2 当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者を選任するものとする。

3 監査役候補の選解任に当っては、当社方針に基づき、会長、社長、人事担当取締役が内容を検討し、監査役会の同意を経た上で、取締役会が決議する。

(監査役会及び監査役の役割と責務)

- 第18条 監査役及び監査役会は、取締役等の職務執行の監査の役割と責務を果たすにあたり、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。
- 2 監査役または監査役会は、独立社外取締役が独立性に影響を受けることなく情報を収集することができるよう、独立社外取締役との意見交換を行うこと等により連携を確保する。
 - 3 当社は、監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査役室を設置する。
 - 4 監査役会は、その役割を果たすために必要な規程、基準、基本方針等を定める。
 - 5 監査役は、取締役等の職務執行の監査に必要な事項に関し、従業員及び会計監査人から適時適切に報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部門と必要な情報を共有し、監査役監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。

(外部会計監査人の役割と責務)

- 第19条 当社は、外部会計監査人が財務報告の信頼性の確保等、株主・投資家に対する責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応を協働して実施するものとする。
- 2 監査役会は、外部会計監査人の選定基準及び評価基準を定めるとともに、外部会計監査人の独立性と専門性を確認する。
 - 3 取締役会及び監査役会は、外部会計監査人が適切な監査を実施するため、以下の対応を行う。
 - 一 十分な監査時間の確保
 - 二 経営陣との面談の確保
 - 三 監査役会及び内部監査部門との連携
 - 四 外部会計監査人が不正を発見し、あるいは不備・問題点を指摘した場合の適切な対応

(独立社外役員の任期及び兼任制限)

- 第20条 当社の独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、「独立社外役員」と総称する。）は、原則として、それぞれ最初に就任してから8年を超えて再任しないものとする。ただし、独立社外役員の独立性が担保されることを条件として、取締役については取締役会の、監査役については監査役会の事前承認があれば、上記を超えた再任を認めるものとする。
- 2 当社の独立社外役員は、原則として当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役又は監査役を兼任してはならない。ただし、兼任先での勤務実態等を踏まえ、取締役については取締役会の、監査役については監査役会の事前承認があれば、これを認めるものとする。

(独立社外役員の独立性判断基準)

- 第21条 当社の独立社外役員は、法令及び上場証券取引所の独立性基準と合わせ、以下の各号のいずれにも該当しないことを要する。

- 一 最近10年以内に当社及び関係会社の業務執行者であった者
- 二 最近1年以内に次のいずれかに該当する者
 - (1) 当社を主要な取引先とする者またはその者が法人である場合にはその業務執行者、および当社の主要な取引先またはその者が法人である場合にはその業務執行者
 - (2) 当社及び関係会社から、役員報酬以外に年間200万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属している者をいう）
 - (3) 当社及び関係会社の業務執行者でない取締役
- 三 上記一号乃至二号に該当する者の近親者
- 四 前各号の定めに関わらず、当社の一般株主全体との間で利益相反関係が生じる恐れがある者

(業績評価の指標)

第22条 取締役会は、中期経営計画において、売上高、経常利益率、ROE その他の経営指標及びその目標値を随時設定し、適時適切に開示する。

(後継者計画)

第23条 取締役の権限を明確にし、経営の意思決定に関与させることで、最高経営責任者に求められる知識・経験・能力を徐々に培わせることによって、後継候補者の育成に努めており、その中から最高経営責任者の後継者となるべき候補者を選ぶこととする。

2 取締役会は、最高経営責任者の後継者計画の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が計画的に行われるよう監督する。

(取締役の責務)

第24条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くすものとする。

2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。

3 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解するものとする。

(取締役及び監査役の研鑽及び研修)

第25条 取締役及び監査役に就任する際には、外部セミナー等に積極的に参加し、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識の習得に努めるものとする。

- 2 当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むものとする。
- 3 当社は、当社取締役及び監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針とする。

(取締役会の議題の設定等)

- 第26条 当社は、取締役会において決議する事項については、法令・定款で定められているもののほか、取締役会規程に定めるものとする。
- 2 各回の取締役会に先立ち、当社の取締役会議長は、当該取締役会の議題を定める。
 - 3 当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って（但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。）、社外取締役を含む各取締役に配付するものとする。

(独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス)

- 第27条 当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

(自己評価)

- 第28条 取締役は、取締役会の意思決定の有効性及び実効性を担保するために、会議運営の効率性ならびに決議の有効性及び実効性について分析を行い、その結果の概要を取締役に報告するとともに、適時適切に開示する。

第3節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

- 第29条 業務執行取締役の報酬等は、各事業年度における業績の向上並びに中長期的な企業価値増大に向けて職責を負うことを考慮して、固定報酬や臨時報酬、自社株報酬のバランスを勘案した報酬体系とする。
- 2 社外取締役については、当社グループ全体の職務執行に対する監督及び現在の経営陣による当社の経営について意見を表明する機能を負うことから、定額報酬とする。
 - 3 監査役については、当社グループ全体の職務執行に対する監査の機能を負うことから、定額報酬とする。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第30条 当社は、持続的な成長と企業価値向上のため、「IRポリシー」を定め、これを適時適切に開示し、これを遵守する体制を整備して株主との建設的な対話を促進するものとする。

第7章 その他

(改廃)

第31条 このガイドラインの改廃は、経営企画部長が起案し、取締役会の決議によるものとする。

附則

- 1 このガイドラインは、2017年 6月15日制定。
- 2 このガイドラインは、2018年12月14日改定。
- 3 このガイドラインは、2021年 2月10日改定。
- 4 このガイドラインは、2021年12月15日改定。
- 5 このガイドラインは、2022年 6月23日改定。
- 6 このガイドラインは、2022年 7月14日改定。